

【事業者様向け】

令和8年10月1日

現場で発生したスクラップ費（控除）について

現場で発生したスクラップ費の取扱いについて、これまでは「すべての間接費の対象とする」としていましたが、このたび取扱いを見直し、「すべての間接費の対象としない」とすることとしましたので、お知らせします。

（計算例）

種 別		間接費の 対象にしない	間接費の 対象とする	備 考
直接工事費		900,000	900,000	
内訳	スクラップ費以外	1,000,000	1,000,000	全ての間接費対象
	スクラップ費	-100,000	-100,000	（スクラップ控除）
共通仮設費対象額		1,000,000	900,000	
共通仮設費		256,000	230,000	25.64%

本取扱いは令和8年10月1日以降に積算を行う案件から適用するものとします。